

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年3月31日

【会社名】 株式会社サンセイランディック

【英訳名】 Sansei Landic Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松崎隆司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

【電話番号】 03-5252-7511(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼経理部長 三浦玄如

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

【電話番号】 03-5252-7511(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼経理部長 三浦玄如

【縦覧に供する場所】 株式会社サンセイランディック 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目20番17号)

株式会社サンセイランディック 関西支店
(大阪府大阪市中央区平野町三丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年3月29日開催の第47回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金28円

配当金の総額 金228,165,224円

ロ 剰余金の配当の効力発生日

2023年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

定款変更の理由

(1) 経営環境の変化に迅速に対応し事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更するものであります。

(2) その他、一部語句の訂正を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、松崎隆司、太木眞、今福規之、森岡俊陽、三浦玄如、高橋廣司及び村崎直子の各氏を選任するものであります。なお、高橋廣司及び村崎直子の両氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、永田武司、榎園利浩及び山岸崇裕の各氏を選任するものであります。なお、榎園利浩及び山岸崇裕の両氏は社外監査役であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、増田吉彦氏を選任するものであります。なお、同氏は社外監査役候補者であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社会計監査人として、和泉監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	出席株主の 議決権数 (個)	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案	55,784	573	0	56,406	可決	98.89
第2号議案	55,736	621	0	56,406	可決	98.81
第3号議案						
松崎 隆司	47,376	8,981	0	56,406	可決	83.99
太木 眞	55,003	1,354	0	56,406	可決	97.51
今福 規之	55,041	1,316	0	56,406	可決	97.58

森岡 俊陽	55,034	1,323	0	56,406	可決	97.56
三浦 玄如	55,029	1,328	0	56,406	可決	97.55
高橋 廣司	54,804	1,553	0	56,406	可決	97.15
村崎 直子	54,920	1,437	0	56,406	可決	97.36
第4号議案						
永田 武司	55,534	823	0	56,406	可決	98.45
榎園 利浩	51,364	4,993	0	56,406	可決	91.06
山岸 崇裕	55,555	802	0	56,406	可決	98.49
第5号議案						
増田 吉彦	55,549	808	0	56,406	可決	98.48
第6号議案	55,678	679	0	56,406	可決	98.70

(注) 1. 上記「賛成数(個)」「反対数(個)」「棄権数(個)」は、書面及びインターネットにより行使された賛成、反対及び棄権の各議決権数に、本総会当日出席の株主から各議案の賛成及び反対が確認できた議決権数のみを加えたものです。

2. 上記「出席株主の議決権数(個)」は、書面及びインターネットにより行使された議決権数に本総会当日出席のすべての株主の議決権数を加えたものです。

3. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第6号議案については、出席株主の議決権数の過半数の賛成です。

第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。